

船舶事故等調査報告書

平成25年5月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第216号
事故等種類	定置網損傷
発生日時	平成24年9月16日（日） 18時30分ごろ
発生場所	滋賀県琵琶湖南西部の大津市比叡辻沖 大津市所在の大宮川三等三角点から真方位054°450m付近 （概位 北緯35°04.1′ 東経135°53.5′）
事故等調査の経過	平成24年12月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート <sup>シーボーゲル</sup> SEEVOGEL、長さ6.91m
船舶番号、船舶所有者等	253-08984滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 定置網 切損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、琵琶湖南西部の大津市東方沖を時速約15kmの対地速力で同市所在のマリーナに向けて南進中、平成24年9月16日18時30分ごろ大津市東方沖に設置された定置網に進入した。 本船は、その後、自力でマリーナへ帰航した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：湖上 平穏 日没時刻：18時02分
その他の事項	船長は、年に4～5回、本事故発生場所付近の航行経験があった。 船長は、本事故発生場所付近に定置網が設置されていることを知っていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、琵琶湖南西部の大津市東方沖を南進中、船長が見張りを適切に行っていなかったことから、定置網に進入して同定置網を損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、日没後の薄明時、本船が、琵琶湖南西部の大津市東方沖を南進中、船長が見張りを適切に行っていなかったため、定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。

<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 日没後の薄明時に航行する場合は、周囲の見張りを十分に行い、慎重に操船すること。</li></ul>
-----------	---